# 高齢者等の雪下ろし・除排雪を支援します

## 次の３つの条件全てに当てはまる方

①自力での除雪が困難で、家族や親族等の支援を受けられない

②６５歳以上の高齢者だけで暮らしている（１級または２級の身体障がい者も含みます）

③市税等を滞納していない

## 次の作業を業者に頼んだ場合

今住んでいる持ち家の

◎屋根の雪下ろし

◎敷地内の除排雪

※小屋や車庫は対象外

**高齢者等住宅除排雪支援事業補助金の対象となります！**

**（詳細は裏面をご覧ください）**

## 対象期間

令和8年12月1日（火）から令和9年3月20日（土）までに行った作業が対象となり、申請期限は令和9年3月23日（火）です。

## 補助金額

1回の除排雪作業にかかった費用の2分の1とし、

非課税世帯は1回あたりの上限額を2万円、

課税世帯は1回あたりの上限額を1万円とします。

## 補助回数

1世帯2回まで

## 特に注意していただきたいこと

・作業前と作業後の写真が必要です。
提出できない場合は申請を受付することができません。

・写真はご自身で撮影してください。撮影できない場合は必ず作業前に業者へご相談ください。

・この補助金は屋根の雪下ろし作業のほか、屋根から落ちた雪などのたまった雪の除排雪作業を対象としています。日々の除雪は対象外となります。

・申請の際は印鑑と写真（作業前と作業後）と領収証の写し、振込み先口座がわかるもの（通帳・キャッシュカード）をお持ちください。

**申請先：あんしん長寿課（福祉保健センター内）**

**※市民サービス窓口（いとくＳＣ）では申請できません。**

**担　当：３０－０２３４（あんしん長寿課）**